

改正

平成14年3月19日中津市条例第28号

平成16年3月22日中津市条例第16号

平成25年12月10日中津市条例第58号

令和元年7月5日中津市条例第2号

令和元年12月24日中津市条例第33号

中津市漁港管理条例

中津市漁港管理条例（昭和41年中津市条例第9号）の全部を次のように改正する。

（目的）

第1条 この条例は、漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）の規定に基づき、市が管理する漁港（以下「漁港」という。）の維持管理について、必要な事項を定めることを目的とする。

（責務）

第2条 市長は、漁港の維持管理を適正に行うよう努めるものとする。

2 漁港を利用する者は、この条例及びこの条例に基づく規則並びに法その他の法令に従い、漁港施設の安全かつ適正な利用に支障とならないようにするとともに、漁港環境の維持に努めなければならない。

（漁港施設の維持運営）

第3条 市長は、市の管理する漁港施設（以下「甲種漁港施設」という。）のうち基本施設、輸送施設（附帯用地及び安全施設を含む。）及び漁港施設用地（公共施設用地に限る。）について、毎年度その維持運営計画（公害防止又は第9条の規定による物件の除去に係る計画を含む。）を定めるものとする。

2 市長は、甲種漁港施設以外の漁港施設（以下「乙種漁港施設」という。）の維持運営について必要があると認めるときは、当該施設の所有者又は占有者に対し、その維持運営に関する資料の提出を求め、又は必要な事項を勧告することができる。

3 市長は、第1項の甲種漁港施設の維持運営計画を定めようとするとき、又は前項の規定により乙種漁港施設の所有者若しくは占有者に対して重要な勧告をしようとするときは、あらかじめ当該漁港の漁港管理会の意見を徴しなければならない。

(漁港の保全)

第4条 何人も、漁港の区域内においては、みだりに漁港施設を損傷する行為その他漁港の機能を妨げる行為をしてはならない。

2 甲種漁港施設を滅失し、又は損傷した者は、直ちに市長に届け出るとともに、市長の指示に従い、これを原状に復し、又はその滅失若しくは損傷によって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、その滅失又は損傷がその者の責に帰すべき事由によるものでないときは、この限りでない。

第5条 漁港の区域内の陸域で市長が指定する区域（法第39条第1項の公共空地及び甲種漁港施設である土地を除く。）において、工作物の新築、改築若しくは増築、土砂の採取又は土地の掘さくをしようとする者は、市長の承認を受けなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による承認の申請があった場合において、その申請に係る事項が漁港の保全に著しい支障を及ぼすものでない限り、同項の承認をしなければならない。

3 第1項の規定による指定は、漁港の保全のために必要な最小限の区域に限ってするものとする。

4 市長は、第1項の規定により同項の区域を指定し、又は廃止しようとするときは、1月前までにこれを公示しなければならない。

(漁港の区域内の秩序維持)

第6条 市長は、漁港の区域内の秩序の維持のため特に必要があると認めるときは、漁港の区域内に碇泊、停留若しくはけい留（以下「停けい泊」という。）をする船舶、いかだ又は甲種漁港施設に駐停車をする車両若しくは陸置きする船舶に対して移動を命ずることができる。

(停けい泊禁止区域)

第7条 市長は、漁港の区域内の水域の利用を適正に行わせるため必要があると認めるときは、水域の一部を停けい泊禁止区域として指定することができる。

2 船舶又はいかだは、停けい泊禁止区域においては停けい泊をしてはならない。ただし、市長の許可を受けた場合は、この限りでない。

(危険物等についての制限)

第8条 爆発物その他の危険物（当該船舶の使用に供するものを除く。）又は衛生上有害と認められるもの（以下「危険物等」という。）を積載した船舶は、市長の指示した場所でなければ停けい泊をしてはならない。

2 危険物等の荷役をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

3 危険物等の種類は、規則で定める。

(放置物件の除去命令)

第9条 市長は、漁港の区域内の水域における漂流物、沈没物、その他の物件又は甲種漁港施設内に放置された物件が漁港の利用を著しく阻害するおそれがあるときは、当該物件の所有者又は占有者に対し、その除去を命ずることができる。

(けい留施設における行為の制限)

第10条 甲種漁港施設であるけい留施設においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 船舶のけい留に支障を及ぼすおそれのあるいかなる他の物件をけい留すること。
- (2) 漁獲物、漁具、漁業用資材又はその他の貨物（以下「漁獲物等」という。）の陸揚又は船積以外の目的でみだりに船舶を横付けすること。
- (3) 当該施設の保全に支障を及ぼす程度に漁獲物等を積み上げること。
- (4) 漁獲物等をみだりに長期間置いておくこと。

(陸揚輸送等の区域における利用の調整)

第11条 市長は、漁港の区域の一部を陸揚輸送及び出漁準備のための区域として指定することができる。

2 市長は、前項の指定区域内にある甲種漁港施設の運営上必要があると認めるときは、当該漁港施設において漁獲物等の陸揚又は船積を行う者に対し、陸揚又は船積を行う場所、時間その他の事項につき、必要な指示をすることができる。

3 船舶は、前項の甲種漁港施設において漁獲物等の陸揚及び船積が終わったときは、速やかに第1項の指定区域外に移動しなければならない。ただし、当該区域の利用上支障がないと認めて市長が許可した場合は、この限りでない。

4 第2項の甲種漁港施設の利用者は、漁獲物等の陸揚又は船積が終わったときは、直ちにその陸揚又は船積を行った場所を清掃しなければならない。

(利用の届出)

第12条 甲種漁港施設（航路及び第14条の規定により市長が指定をする施設を除く。）を、当該施設の目的（法第3条各号に区分された漁港施設の目的をいう。以下同じ。）に従い利用しようとする者（第15条に基づき施設を使用する者を除く。）は、あらかじめ市長に届け出なければならない。この場合において、甲種漁港施設のうち輸送施設及び漁港環境整備施設については、市長が公示により指定するものに限るものとする。

(占用の許可等)

第13条 甲種漁港施設（水域施設を除く。）を占用し、又は当該施設に定着する工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは除去しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可に甲種漁港施設の利用上必要な条件を附することができる。

3 第1項の占用の期間は、1月（工作物の設置を目的とする占用にあつては3年）を超えることができない。ただし、市長が特別の必要があると認める場合においては、この限りでない。

（使用の許可等）

第14条 次の各号に掲げる者は、市長の許可を受けなければならない。

（1）甲種漁港施設のうち市長が公示により指定する施設を使用しようとする者

（2）甲種漁港施設を当該施設の目的以外の目的に使用しようとする者

2 市長は、前項の許可に施設の使用上必要な条件を附することができる。

3 第1項の使用の期間は、1年を超えることができない。ただし、市長が特別の必要があると認めた場合においては、この限りでない。

（漁船以外の船舶についての制限）

第15条 漁船以外の船舶を漁港の区域内に停けい泊し、又は甲種漁港施設に陸置きしようとする者は、前条第1項第1号により市長が指定する施設を使用しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、漁船以外の船舶を漁港の区域内に一時的に停けい泊しようとする者は、市長が公示により指定する施設又は第3条第1項の規定に基づく維持運営計画において指示された施設を使用することとし、使用に当たっては、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

（権利義務の移転の制限）

第16条 この条例に基づく許可により生じる権利は、他人に譲渡し、担保に供し、又は転貸することとはできない。

（使用料等）

第17条 甲種漁港施設を利用する者からは、別表第1に掲げる使用料又は占用料（以下「使用料等」という。）を徴収する。ただし、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条の規定により非課税とされるものを除くもの（1月未満の使用の許可）についての占用料の額は、別表に定める額を基に算出した額の合計額に100分の110を乗じて得た額（1円未満の端数については、切捨てとする。）とする。

2 使用料等は、前納しなければならない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。

3 市長は、特別の事由があると認めるときは、使用料等を減免し、又は分納させることができる。

4 既納の使用料等は、返還しない。ただし、市長において使用者の責に帰することができない事由があると認めるときは、この限りでない。

(土砂採取料等)

第18条 漁港の区域内の水域(中津市以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。)

及び公共空地について法第39条第1項の規定による採取又は占用の許可を受けた者(以下「採取者等」という。)からは、別表第2に掲げる土砂採取料又は別表第1に掲げる占用料(以下「土砂採取料等」という。)を徴収する。ただし、同条第4項に規定する者については、この限りでない。

2 土砂採取料等については、前条第2項から第4項までの規定を準用する。

(入出港届)

第19条 市長は、船舶が漁港に入港したとき、又は当該漁港を出港しようとするときは、規則で定めるところにより、入港届又は出港届を提出させることができる。

(監督処分)

第20条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、その許可若しくは承認を取り消し、その許可に附した条件を変更し、又はその行為の中止、既に設置した工作物の改造、改築、移転若しくは除去、当該工作物により生ずべき漁港の保全上若しくは利用上の障害を予防するために必要な施設の設置又は原状の回復を命ずることができる。

(1) 第5条第1項、第13条第1項又は第14条第1項の規定に違反した者

(2) 第13条第2項又は第14条第2項の規定による許可に附した条件に違反した者

(3) 偽りその他不正な手段により第5条第1項の規定による承認又は第13条第1項若しくは第14条第1項の規定による許可を受けた者

(公益上の必要による許可の取消等及び損失補償)

第21条 市長は、特定漁港漁場整備事業その他の漁港の工事の施行又は漁港の維持管理のため特に必要があると認めるときは、第5条第1項の規定による承認若しくは第13条第1項又は第14条第1項の規定による許可を受けた者に対し、前条に規定する処分をし、又は同条に規定する必要な処置を命ずることができる。

2 前項の規定による処分又は命令により損失を受けた者に対しては、中津市は、通常生ずべき損失を補償するものとする。

(管理の代行)

第22条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、市長が指定するもの

に甲種漁港施設の管理の一部を行わせることができる。

(過料)

第23条 次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。

- (1) 第5条第1項の規定に違反した者
- (2) 第6条の規定による市長の命令に従わない者
- (3) 第7条第2項又は第8条第1項若しくは第2項の規定に違反した者
- (4) 第9条の規定による市長の命令に従わない者
- (5) 第10条、第11条第3項、第13条第1項、第14条第1項、第15条第1項又は第16条の規定に違反した者
- (6) 第20条又は第21条第1項の規定による市長の命令に違反した者

第24条 詐欺その他不正の行為により使用料等の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科する。

(過怠金)

第25条 偽りその他不正の行為により土砂採取料等の徴収を免れた者からは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過怠金を徴収する。

(委任)

第26条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の中津市漁港管理条例第17条、第18条及び第25条の規定は、この条例の施行の際現に法第39条第1項の許可を受けている者の土砂採取料等についても適用する。

附 則（平成14年3月19日中津市条例第28号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月22日中津市条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年12月10日中津市条例第58号）

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の規定は、この条例の施行の日以後の使用許可その他の処分に係る使用料その他の料金について適用し、同日前の使用許可その他の処分に係る使用料その他の料金については、なお従前の例による。

附 則 (令和元年7月5日中津市条例第2号)

(施行期日)

1 この条例は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成24年法律第68号)附則第1条第2号に定める日(以下「施行日」という。)から施行する。(後略)

(経過措置)

2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行日以後のそれぞれの条例の使用許可に係る使用料その他の料金について適用し、同日前の使用許可に係る使用料その他の料金については、なお従前の例による。

附 則 (令和元年12月24日中津市条例第33号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1 (第17条・第18条関係)

漁港使用料及び占用料

使用料等の名称	区分			単位	金額	備考
使用料	岸壁 (けん い留 指定 施設 を除 く。)	総ト	12時間以 内のとき	1隻 1回	202円	1 公用船、漁船、 救助船及び避難船 については、免除 する。 2 定期船について は、左記使用料の 額の半額とする。
		50ト	12時間を 超え24時 間以内の とき		269円	
		満 船舶	24時間を 超えると き		269円に、 24時間を超 える12時間 ごとに135	

					円を加算した額	
	総トン数	12時間以内のとき	1トン 1回		4円3銭	
	50トン以上	12時間を 超え24時 間以内の 船舶 とき			5円37銭	
		24時間を 超える とき			5円37銭 に、24時間 を超える12 時間ごとに 2円69銭を 加算した額	
	けい留指定施設	船長5メートル未満の船舶	1月 1隻		1,750円	1 公用船、漁船、救助船及び避難船については、免除する。
		船長5メートル以上の船舶			2,600円	2 定期船については、左記使用料の額の半額とする。
	網干場		1年		330円	
	野積場		1平方メートル			
占用料	電柱（支柱及び支線を含む。）		1年 1本		640円	
	鉄塔		1年1基		640円	
	軌道単線		1年1メートル		120円	
	管類埋架設		1年1メートル		120円	
	宅地家屋建物		1年		640円	

		1 平方メートル		
物置場	1 年	1 平方メートル	320円	
物干場	1 年	1 平方メートル	320円	
漁業用工作物	1 年	1 平方メートル	640円	
水産養殖場	1 年	1 アール	16円	
温泉 鉱泉	1 年	1 平方メートル	320円	
鉱工業用	1 年	1 平方メートル	320円	
えん堤水路暗きよ	1 年	1 平方メートル	640円	
棧橋	1 年	1 平方メートル	150円	
けい留用杭	1 年 1 本		120円	最大径 1 メートル未 満のもの
			190円	最大径 1 メートル以 上のもの
けい留場（貸ポー ト）	1 年	1 平方メートル	750円	
けい留場（遊船そ の他）	1 年	1 平方メートル	390円	
造船その他作業場	1 年	1 平方メートル	140円	
浮流木	1 年	1 平方メートル	100円	
材料置場	1 年		320円	

		1 平方メートル		
	広告板	1 年 1 平方メートル	640円	
	広告塔	1 年 1 平方メートル	640円	
	その他工作物	1 年 1 平方メートル	640円	

備考

- 1 使用又は占用の期間が1年未満のものは、月割計算により、1月未満のものは、1月として算定する。
- 2 面積、長さ及び重量の単位未満の数値又は単位未満の端数は、単位の数値に切り上げる。
- 3 料金の総額に1円未満の端数を生じたときは、切り上げる。

別表第2（第18条関係）

土砂採取料

種類	単位	金額	備考
砂利	1 立方メートル	163円	
切込砂利	1 立方メートル	133円	
砂	1 立方メートル	125円	
土砂	1 立方メートル	115円	
土	1 立方メートル	115円	
泥土	1 立方メートル	78円	
粘土	1 立方メートル	139円	
礫(れき)	1 立方メートル	90円	
栗石	1 立方メートル	163円	径 8 センチメートル以上 20センチメートル未満のもの
玉石	1 個	52円	径20センチメートル以上 35センチメートル未満のもの
転石	1 個	65円	径35センチメートル以上 60センチメートル未満のもの

野面石	1 個	78円	径60センチメートル以上 90センチメートル未満のもの
		126円	径90センチメートル以上のもの

備考 体積の単位未満の数値又は単位未満の端数は、単位の数値に切り上げる。